

建國の大義を明徹にし國體の精華を發揚し以て皇國の歴史に流露する日本精神の眞髓を體認せしめることは教化の根本なるを以て神社崇敬に依り國體の本義を體得せしむる等更に力を致す可きこと

二、國語の普及を圖ること

純正なる國語の使用に習熟せしむることは我國固有の精神を體得せしめ、國民的情操を陶冶する上に於て重要な要件なるを以て國語普及の施設を充實し家庭の國語化を圖る等一層國語普及に意を用ふることを

第二公共精神の涵養

一、公共奉仕の美風を作興し共存共榮の實を擧げ遵法の念を熾にする等國體構成の眞義と社會の一員としての實務を諒解せしむること

二、地方制度改正の趣旨徹底を圖り自治の訓練に努め地方團體の健全なる發達を圖ること

三、部落を基調として親和融合協力一致の實を擧げしむること

四、社會教化機關の活動を促すこと

第三教育の改善振興

一、初等教育の普及徹底を期し地方財政の緩急を計り成る可く速に義務教育の實施に努め公共觀念を養成すること

二、小公學校教員の養成指導に留意すること

三、中等學校特に實業學校の普及を圖る

四、青年に對する教育を振興する

第四習俗の改善

一、本島在來の習俗中陋習と認めらるるものを改善し生活の合理化、文化の向上に資すること

二、親族相續及び戶籍に關する法令を整備する

三、情操の陶冶に依り習俗を醇化する

以上の外に左の事項及び施設に關し至急調査研究を遂げ實現に努められんことを望む。

一、地方財政の確立

一、東部及び山地の開發

- 一、南支南洋との經濟的提携
- 一、内外交通の改善充實
- 一、祭祀公業神明會に關する法令の整備
- 一、工業化の促進

斯くて評議會第二日の午後一時半より本會議を再開中川總督より委員會より報告に接した諮問に對する答申報告を朗讀させる旨を議場に宣し、市來幹事既述の報告書を朗讀、小濱委員會主査より審議の内容及び經過を詳細に説明したる後討論に入つたが、黃媽典、松岡、木村、鐘、梅野諸氏より賛成演説ありて討論を終結、最後に採否を議場に諮つたところ満場一致可決、茲に豫期以上の成果を收めて第八回評議會の幕を閉じたのである。

尙今回の評議會開催を機會に各會員の間に臺灣自治協會創立の議が進められた、協會の使命は地方行政の中樞機關として自治行政の進展を圖り、自治訓練並に公共精神の徹底を期し、地方團體の發達を促し、本島統治に寄與するところあらんとするものである。

14 臺灣拓殖株式會社創立

臺灣が我が領有に歸してより早くも四十年の歲月を閲し、この間官民協力一致銳意本島統治の事に執掌した結果は、化外の荒地は今日の樂土となり、政治經濟交通軍事諸方面に亘り、帝國領土中重要な部分を構成するに至つた。

而して總督府は領臺四十周年記念に際し始政式を舉行すると共に、經費百萬圓の巨額を投じて臺灣の實情を紹介し内外に於ける物産其他各般の資料を展示し以て産業の振興及び文化の發達に資する爲め臺灣博覽會を開催したが、更にこの記念を一層有意義たらしむべく、臺灣の經濟開發と進んで南支南洋經營の具現として臺灣拓殖株式會社を創設することになつた。

抑も島内經濟開發及び南方經營は中川總督就任當初より抱懐しむる重要政策の一であつて、而かも前任總督時代に於ても臺灣拓殖會社設立の計畫もあり依つて中川總督はこれが實現に就き中央當局と折衝の結果、遂に岡田内閣の國策と決定したものであつて、恰も始政四十周年に際會

し、有意義なる記念事業として島内官民は只管その實現を熱望したのであつた。

然るに廣田内閣成立後特別議會を前にして政府は短期議會の故を以て、拓殖會社案を通常議會に廻すべしとの意見強く、又馬場藏相の如きは、特別議會は重要法案が輻輳するからこの會社を律令によつて成立せしむる方法はないか、との希望意見を吐いたので、中川總督特に上京總督府側の意向として、何としても特別議會に提案された旨を述べて中央當局と折衝を重ねた結果、特に内地の商法そのものが臺灣に公布せられてゐるので、この商法の例外規定を含む同法案は議會に提案するのが妥當であるとの法制局側の意見もあり、茲に特別議會に提案されるに決定したのである。而して同會社設立趣旨並に事業内容等は左の如きものである。即ち會社の目的は臺灣島内に於ける拓殖事業及び金融其他今後設立を見ることになつてゐる南洋拓殖株式會社と共に將來は必要に應じて南洋投資も實行し得るもので、事業の内容は臺灣に於ける官租地の官理未墾地の干拓開墾分讓等で、増産を目的とする産物は産米政策上米穀を除き苧麻、棉花、茶、砂糖に主力を注ぐと共に内地人の臺灣に於ける移民事業及び從來既設機關では手の付けられなかつた不動金融にも手を染めんとするものである。會社の資本金は三千萬圓で内半額は總督府が官租地（既墾地で總

督府が現在安い小作料で小作を入れてゐる土地）一萬八千甲歩及び未墾地で將來開墾に適當した土地を現物出資して全額拂込みとし、半額の一千五百萬圓は民間の現金出資として第一回拂込みは四分の一とする。役員は社長副社長各一名、理事三名以上、監事二名以上とするものである。

凡そ臺灣に於ける未墾地は從來總督府に對し拂下げ運動が行はれてゐたが、今後は會社を通じて分讓拂下げを實行するのでその間利權處分は解消し土地管理の合理化が行はれる喜ぶべき結果を招來するのである、元來臺灣に於ける民有地は百十七萬甲歩に對して官有地は二百五十二萬甲歩に達して居り、今回官有地の内から會社に出資する未墾地はこの官有地の一部分で、茲に問題となるは從來本島人がその風習に依り國有未墾地を既に無斷で開墾してゐた事實が多いので、この點の處分方法が會社の成立運行に成功するや否との試金石と見られてゐた。

斯の如き我が南方進出の重大國策たる臺灣拓殖會社法案は第六十九特別議會に提案されたのである。本案の議會推移に關しては拓務臺灣兩當局は極めて樂觀し、何等の異論なく議會通過を豫想してゐたのであるが、衆議院委員會は案を検討すること實に五日、その間一部の策動行はれて遂に原案を修正するに至つたのである。即ち第六條「臺灣拓殖株式會社に社長副社長各一人理事

三人以上及監事二人以上を置き其の職務權限任命選任の方法及任期は勅令を以て之を定む」を「臺灣拓殖株式會社に社長副社長各一人理事三人以上及監事二人以上を置く、社長副社長及理事は勅令の定むる所により主務大臣の認可を経て臺灣總督これを命ず、監事は株主總會においてこれを選任す」と修正し又第十條「政府は臺灣拓殖株式會社は業務は第一次に臺灣總督、第二次に拓務大臣これを監督す」と修正し、衆議院本會議に於ても委員會修正通り可決したのである。斯くて修正案は貴族院に廻付されたが、貴族院委員會は衆議院修正案に賛成せず、政府原案を妥當として再修正を加へ、本會議又委員會再修正案を可決したので、この結果が衆議院に通告されたが、衆議院は院議尊重の建前上原案復歸に賛成せず、茲に端なくも兩院協議會開催となつた。兩院協議會委員は貴族院側渡邊千冬、大久保立、堀切善次郎、黒崎定三、安保清種、小畑大太郎、柴田善三郎、倉知鐵吉、細川護立、内田重成十氏、衆議院側永井柳太郎、田中武雄、高田耘平、櫻井兵五郎、堤康次郎、若宮貞夫、太田正孝、山崎猛、川島正次郎、井阪豊光十氏にして、六月二十四日午後三時より開かれ、先づ貴衆兩院双方の修正理由を説明したる後質問に入り協議を續けたが意見一致せず、小委員會を設けて妥協案を練ることになり、小委員は數回會合の結果左の

妥協案を得た。即ち

- 一、第六條は衆議院の修正通りとする
- 一、第十條は政府原案に復歸し、衆議院の修正内容は法文に記載せず勅令に譲ることに變更し拓務大臣が貴衆兩院で次の如き聲明をなす、會社に對する政府の監督はその業務が島内にあると島外に亘るとを問はず先ず臺灣總督これに當り、大綱については拓務大臣これを統理す。
- 一、右拓務大臣聲明は施行勅令に規定する

右妥協案を兩院協議會は可決したので、二十五日の貴衆兩院本會議は採決の結果これに賛成、茲に會社法案は成立を見るに至つたのである。今臺灣拓殖株式會社法全文を掲ぐれば左の如し。

第一條 臺灣拓殖株式會社ハ拓殖事業ノ經營及拓殖資金ノ供給ヲ目的トスル株式會社トシ其ノ本社ヲ臺北ニ置ク

臺灣拓殖株式會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ定期預リ金ヲ爲スコトヲ得

第二條 臺灣拓殖株式會社ノ資本ハ三千萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第三條 臺灣拓殖株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府公共團體帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員株主若ハ業

九、中川總督時代

務ヲ執行スル役員ノ半数以上、資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半数ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限り之ヲ所有スルコトヲ得

第四條 政府ハ臺灣總督ノ管理ニ屬スル金錢以外ノ財産ヲ以テ出資ノ目的ト爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ臺灣拓殖株式會社ガ政府ノ出資スル不動産ノ取得ニ付登記ヲ受クルトキハ其ノ登記税ノ額ハ不動産ノ價格ノ千分ノ三トス

第五條 臺灣拓殖株式會社ハ株金額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第六條 臺灣拓殖株式會社ニ社長副社長各一人理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

社長副社長及理事ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ經テ臺灣總督之ヲ命ズ
監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

第七條 臺灣拓殖株式會社ハ拂込ミタル株金額ノ三倍ヲ限り臺灣拓殖債券ヲ發行スルコトヲ得

臺灣拓殖債券ヲ發行スル場合ニ於テハ商法第二百九條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要セズ

第八條 臺灣拓殖債券ノ所有者ハ臺灣拓殖株式會社ノ財産ニ付他ノ債券者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

第九條 臺灣拓殖株式會社ハ每營業年度ニ準備金トシ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益金額ノ百分ノ八以上ヲ積立

テ且利益配當ノ平均ヲ得シムル爲利益金額ノ八分ノ二以上ヲ積立ツベシ

第十條 政府ハ臺灣拓殖株式會社ノ業務ヲ監督ス

第十一條 利益金ノ處分臺灣拓殖債權ノ發行並ニ合併及解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ定款ノ變更其ノ他ノ認可ヲ受ケタル事項ノ變更ニ付亦同ジ

第十二條 政府ハ臺灣拓殖株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スルトキハ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第十三條 臺灣拓殖株式會社ハ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年六分ノ割合ニ達スル迄政府ノ所有スル株式ニ對シ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ要セズ

第十四條 臺灣拓殖株式會社ノ每營業年後ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年六分ノ割合ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ總株式ニ對スル利益配當ガ拂込ミタル株金額ニ對シ均一ノ割合ニ達スル迄政府以外ノ者ノ所有スル株式ノ拂込ミタル株金額及政府ノ所有スル拂込ミタル株金額ニ對シ一ノ四トノ割合ヲ以テ之ヲ配當スベシ

第十五條 臺灣拓殖株式會社ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルト

キハ社長又ハ社長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル者ヲ百圓以上二千圓以下ノ過料ニ處ス
副社長又ハ理事ノ分掌業務ニ依ルトキハ副社長又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ
非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第十六條 本法ニ定ムルモノノ外臺灣拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

政府ハ設立委員ヲ命ジ臺灣拓殖株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

設立委員ハ定款ヲ作成シ政府ノ認可ヲ受クベシ

前二項ニ定ムルモノノ外臺灣拓殖株式會社ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

登録法第六條第一項第六十一號中勸業債券ノ下ニ「臺灣拓殖債券」ヲ加フ

尙臺灣拓殖法施行令及び臺灣官有財産評價委員會官制は七月十七日の閣議に於て決定、同月三十日公布されたが施行令の要綱は左の通りである。

- 一、政府臺灣拓殖株式會社法第四條の決定に依り出資をなさんとするときは出資の目的たる財産の價格に付臺灣官有財産評價委員會に諮問すべきものとす、同委員會規定は別にこれを定む
- 一、社長は臺灣拓殖株式會社を代表し其の業務は總理す、社長事故あるときは副社長其の職務を代理し社長缺員のときは其の業務を行ふ。
- 一、副社長及理事は社長を輔佐し定款の定むる所に従ひ臺灣拓殖株式會社の業務を分掌し又は之に參與す
- 一、監事は臺灣拓殖株式會社の業務を監督す
- 一、社長及副社長の任期は五年、理事は四年監事は二年とす
- 一、臺灣拓殖株式會社の業務は左の如し、拓殖のため必要な農業、林業、水産業及び水利事業、土地（土地に關する權利を含む）の取得、經營及び處分、委託による土地の經營及び管理、移民事業、農業者漁業者若くは移民に對し物品の供給又はその生産品の買取、加工若くは販賣、資金の供給、これ等の付帶事業、その他拓殖の爲必要な事業
- 一、臺灣總督は臺灣拓殖株式會社監理官を置き臺灣拓殖株式會社の業務を監視せしむ

一、臺灣拓殖株式會社は重要事項に付ては臺灣總督又は臺灣總督に由り拓務大臣の認可を受くべきものとす

一、定款の認可ありたるときは設立委員は株式總數より政府に割當つべき株式を控除したる殘餘の株式に付株主を募集すべきものとす

一、設立委員は株主の募集を終りたるときは株式申込證を臺灣總督に提出し其の検査を受くべきものとす

一、設立委員は前條の検査を受けたる後遲滞なく各株式に付第一の拂込を爲さしめ其の拂込ありたるときは設立委員は遲滞なく創立總會を招集すべきものとす

一、創立總會終結したるときは設立委員は其の事務を臺灣拓殖株式會社社長に引渡すべきものとす

右施行令の公布と同時に臺拓會社設立委員長に兒玉秀雄伯、副委員長に平塚廣義、加藤恭平兩氏委員に藤沼庄平氏外八十七氏が仰付けられたのである。

尙初代臺拓社長には前三菱合資會社理事加藤恭平氏が就任することに決定、副社長、理事外役

員に關しては近々正式發表がある筈である。

要約すれば臺灣拓殖株式會社は我が南方國策の實行機關である。その使命や重且大なりと言はねばならない。角度を換えて見れば從來の消極的政策より積極的政策への一大轉向でもある。

この畫期的大事業は臺灣統治上に又自ら大なる變化を齎らすものである。即ち土地問題のみについても官租地官有地の多くを出資に提供し、一方臺灣全土の三分の二を占むる山地の開発が行はれ、更に農耕に牧畜に利用し得る山脚地帯の二十餘萬甲、蕃地に於ける七萬餘甲等が十分に價値づけられるべく現在蕃地の事業といふ毎年四百萬圓を要するも一向に開發されざる事業の將來には大變化を來し、加ふるに未發見の鑛業的開拓もなし得べく、更に平地にあつても河川浮覆地、海埔地等莫大なる土地はその利用の日を待ちあぐんでゐるので今後これ等が最も有効に利用されることになることは疑ひない。更に進んで南支南洋への飛躍、經濟的、政治的將國防的にも臺灣拓殖株式會社の使命は重大なものである。

15 石油増産策

石油は戦時活動能力の源泉であり、石油國策こそは國防策の根幹をなすものである。殊に我が國の如く國內産油が需要の一割位にも充たない國にあつては一層石油國策の確立を緊急事とする。世界大戦後科學兵器殊に航空機、自動車等進歩發達の結果は、石油は鐵や石炭に替つてその地位を占め、今や「石油を制する者は世界を制する」の情勢とさへなつてゐる。

かゝる情勢に際して臺灣に於ける石油が其の埋藏量豊富にして將來産出量の増加を豫期せられつゝあることは、嘗に我が燃料界にとつて慶賀すべきのみでなく、近代科學兵器の發達に伴ふ液體燃料の重要性に鑑み大いに意を強ふる所である。

臺灣總督府は領臺以來油帯分布調査に對し非常の努力を拂つて來たが、當初は左程希みを掛けられない状態であつたが、大正十四年年十二月出礦坑鑛山で第三十六號井が一大噴油を開始して以來噴油相つき「油に飢えた日本」をして欣喜せしめたのである。

臺灣の油層は全島面積の過半數を占め、北は臺北州煤田地域に始まり新竹州、臺中州、臺南州を経て高雄州恒春郡に至るまで、本島西半部及び臺東花蓮港兩廳下東海岸山脈に分布して居り、其の中既知の重要なものは新竹州苗栗郡出礦坑、竹南郡錦水、臺南州新營郡六重溪、新化郡竹頭崎、高雄州旗山郡甲仙、岡山郡千秋寮等であつて、近年新に重要視せられる新竹州竹東郡員嶼子、寶山、大湖郡楊梅排、臺南州新營郡牛肉崎、新化郡九層林等で尙石油埋藏に有利なる地質構造をなす所が極めて多く且つ其の背斜軸の延長は内地油田に比して大であつて八籽乃至十二籽に渉るもの少くないといふ有望さである。

斯の如く臺灣の石油は頗る將來性を有し向後の對策如何に依つてはボルネオのそれにも匹敵するであらうと見られて居り、然かも冒頭に述べた如く今日の内外情勢に於て石油國策の確立は極めて緊急要事なるに鑑み、中川總督は就任以來これが調査研究をなさしめ、只管石油増産策に努力して來、一方民間の石油會社に對しては所定の補助費を總督府より支出して來たのである。而してこの石油試掘補助費は昭和八年度に於て五萬圓なりしを、同九年後には三十萬圓に増額し、十年後も同様の補助費を支出して來たのであるが、今日の情勢に鑑み昭和十一年度豫算には同費

として一躍百十八萬五千圓、更に石油保有補償費四萬五千餘圓をも計上し、大いに石油増産を奨しその徹底を期したのである。然し昭和十一年度豫算は第六十八議會が休會明け劈頭解散となり不成立に終つた爲め、次の第六十九特別議會に追加豫算として提出し、兩院の協賛を得て茲に臺灣の石油増産計畫は實行の第一歩を踏み出すことになつたのである。今後この補助費の効果として臺灣の石油産出量が著しく増加し、我が國燃料界に貢献すること大なるべきは容易に想像し得ることであつて、同時にこゝに括目してその飛躍を約束した中川總督の功績又没すべからざるものがある。

更に附記すべきことは最近總督府の産業政策が工業を中心として進んでゐること、臺灣が民政の發達と四圍の情勢のため農業時代より一歩進んで工業時代へと轉換してゐるのである。本島從來の工業は多くは家内工業であつたのが、今日では化學工業、紡績工業、機械器具工業等に相當の發達を見てゐるが、中川總督は更にこの發展を急速度に進めしめ臺灣工業化時代を現出せしめんと鋭意努力中である。

以上の外中川總督の治績として挙げられるものは麥酒專賣實施、高雄臺南間鐵道複線完成、ト

コパン社兎蕃の恭順、高雄税關の開稅、製腦會社の官營移管、彰化屏東兩街に市制施行、海事諸法の施行、阿里山高山觀測所の開設、官設乗合自動車線の創設、ジュノウ號事件の解決、基隆大連間及び高雄清津間の新線開始、臺北帝大に醫學部創設等躍進途上の臺灣に幾多の功績を遺して今日に至つた。

又多年本島統治に力を盡した辜顯榮氏の勅選推爲に助力してその實現を見たが辜氏の貴族院入りは臺灣統治に喜ぶべき結果を齎らしたものである。

惟ふに瘴癘瘴雨の地であつた臺灣は今日に至つて掃匪理蕃の事業完成と共に、衛生施設の改善、交通、通信機關の整備、灌漑水路の開鑿、港灣河川の修築等相次いで完成し、加ふるに教育の普及は本島の文化を一新せしめ、他面産業にあつては生産額將に五億圓に垂んとし貿易額亦五億圓を突破して居り其の躍進的伸展は蓋し刮目に値するものがある。

今や全臺灣に文化の星は燦として天に輝き、科學の光は爛として地に映え渡つてゐる。其の間に俯仰するところの臺灣の全住民悉く總督政治に信頼服従し、焉々陶々乎として、文明の風に輕羅の袂を翻へしてゐるのである。

而かも政治經濟的、産業的に新に施設經營すべきもの勢しとせぬ臺灣の現狀に鑑みて、中川總督は夙夜此に意を現し渾身の努力を傾倒してゐることは本島統治上慶賀に堪えぬところである。更に一朝有事の際、絶海に孤懸して國防の前線に位置せる臺灣は、國防的重大使命を持つもので、今日の如く中川總督治下に於ける官民の眞の融合こそ、よく祖國日本をして金甌無缺の誇りを保持せしめる所以であらうと信ずる。

臺灣統治概史 完

昭和十一年八月卅一日印刷
昭和十一年九月十五日發行



臺灣統治概史

定價二圓五拾錢

著者兼發行者 高濱三郎
東京市荏原區中延一三二一

印刷者 篠原新吾
東京市芝區愛宕町一ノ三四

發行所

新行社

東京市芝區愛宕町一ノ三四
電話芝(43)一八〇八番

篠原印刷所印刷



